

(表面)

設置証明書と同じ日を記載してください。

令和3年 4月 1日

様式第1 (第6条関係)

新城市長

住所	新城市字東入船115
フリガナ	シンシロ タロウ
氏名	新城 太郎
生年月日	大正 昭和 元年 4月 1日
電話番号	(0536) 23 - 1111

新城市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書

新城市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

装置の名称	S-drive誤発進防止システムII	
自動車登録番号 (ナンバープレートの番号)	豊橋800あ1111	
安全運転支援装置 <small>※該当する装置にチェックしてください。</small>	A	<input type="checkbox"/> 障害物検知機能付き急発進等抑制装置等 (上限額 32,000円)
	B	<input checked="" type="checkbox"/> 急発進等抑制装置 (障害物検知機能なし) (上限額 16,000円)
補助対象経費 (購入設置にかかる費用)	金21,800円	
補助金交付申請額 ^{※1}	金16,000円	

※1 補助対象経費×4/5と上限額を比較して少ない額(1,000円未満切り捨て)

添付書類

- (1) 安全運転支援装置を販売及び設置した店舗等が発行した領収書の写し
- (2) 安全運転支援装置販売・設置証明書(様式第2)
- (3) 交付対象者の自動車運転免許証の写し
- (4) 補助金の交付の対象となる自動車の自動車検査証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(裏面)

誓約書

誓約事項（□に✓を入れてください）

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 1 市税及び自動車税を滞納していないこと。
- 2 転売等を目的として安全運転支援装置を設置しないこと。
- 3 安全運転支援装置を設置する自動車を個人の用途に供すること。
- 4 過去に本補助金の適用を受けていないこと。
- 5 安全運転支援装置の設置後1年以上その装置を使用すること。
- 6 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でなく、市長が必要と認める場合には、警察への照会がなされることに同意すること。
- 7 安全運転支援装置の機能及び適切な使用方法について、店舗等から説明を受けていること。
- 8 補助対象経費と同一の経費に対する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- 9 安全運転支援装置の設置後に発生した事故又は車両の故障について、新城市及び愛知県が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 10 本事業の申請における個人情報について、不正行為等の把握及び防止、データ分析、市の行う交通安全対策の目的に合致する施策推進に必要な調査等のため市が利用することに同意すること。
- 11 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が住民基本台帳及び税務資料を閲覧することについて了承すること。
- 12 前各号に掲げる要件に虚偽の誓約をした場合は、本市に対して補助金を返還すること。

令和3年 4月 1日

氏名 新城 太郎